

複眼
時評

政治改革2.0

法学研究科 曾我部 真裕

2015年9月、安保法制を
なんとが成立させた安倍晋三政
権は、アベノミクス「新・3本
の矢」を発表して軸足を再び経
済に移し、来年の参院選に向け
て態勢を立て直しを図ってい
る。安保法制に対しては強く反
対する国民が多く、また、違憲
であるとの強い批判もあり、さ
らに、国会審議は明らかに丁寧
さを欠いていたにもかかわらず、
与党内から表立った反対が
なく、野党の足並みの乱れも
あって、法案は修正を受けるこ
となく成立した。

これは、甚間糾弾されている
ような、安倍政権の独裁的な体
質によるものだろうか。
もちろん、安倍首相の思想や
人格に欠けるところも少なくない
だろう。しかし、現実には複雑で
あり、もっといろいろな観点か
ら説明することは過度の単純化
のそしりを免れず、別の問題を

見逃すことになる。そこで、今
回は、憲法の観点からこの問題
を考えたい。憲法と言ってもこ
の間様々に議論された9条の話
ではなく、首相の権力を支える
制度的な要因について考える。

端的に言って、安倍首相個人
の思想を色濃く反映する安保法
制が成立したのは、制度的な要
因も大いに関係している。19
90年代半ばから2000年前
後にかけて、統治機構に関する
憲法の条文はもちろん変わって
いないが、それを肉付けする法
律は一連の政治改革によって大
きく変わり、政治を取り巻く制
度の枠組みは新たな様相を呈し
ている。具体的には、衆院選に
おける小選挙区制、政党助成制
度、内閣機能および内閣におけ
る総理大臣の地位の強化、等
であり、これらはすべて首首二首
相の権力を強化するよう機能す
る。

これらの制度にはそれぞれ強
い批判があるが、それにもかか
わらず導入されたのは、①小選
挙区制によって二大政党制を確
立し、衆院総選挙を政権選択選
挙とし、実質的に首相を国民が
直接選出できるようにすること

民党一党優位体制は、政権交代
がないことによって様々な弊害
が生じていたことや、党内の権
力構造が複雑で、決定の責任の
所在が不明確であったことの改
革を狙ったのである。
このような政治改革は、実際
の政治の有り様を大きく変え
た。安保法制の成立を支えた制
度的背景は、このようなもので
ある。安倍首相二自民党総裁は、
この強い権力を用いて内閣法制

局の憲法解釈を変更させ、与党
内の異論も抑えこんだ。憲法解
釈の変更も含めた安保法制ある
いはアベノミクスの成否につい
て安倍首相が政治責任を負うべ
きことは極めて明らかである。
これらの政策に対する評価は別
として、政治改革は、首相のリー
ダーシップの確立と責任の明確
化には成功したといえるのでは
ないか。

他方で、期待された効果のう
ち、未だ実現していないものも
あり、いびつな形になっている。
とりわけ、政権交代が定着して
いないことは、官僚や各種業界
団体と与党との距離の近さのほ
か、最高裁の違憲審査が十分機
能していないことの原因の1つ
にもなっていると思われる。政
権交代の定着は民主政によって
死活的に重要であり、死票が多
く非民主的な選挙制度であると
さえ非難された小選挙区制が導

入された大きな理由の1つは、
政権交代を可能にするため
であった。

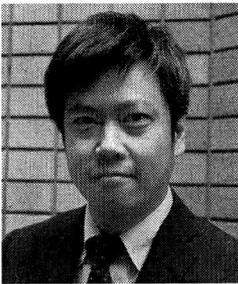
このほか、首相のリーダー
シップが実現したことによって
見えてきた課題もある。紙幅の
関係もあり、ここでは3点を簡
潔に指摘したい。1つは、ねじ
れ国会の問題である。衆参の多
数派が異なること、容易に政権は
行き詰まること、2006年
から2012年にかけての内閣
がいずれも1年内で退陣した
ことによって示された。衆参の
多数派が異なることを評価する
考え方もあるが、政治改革の論
理からすれば問題であると捉え
られることになる。ただ、これ
は憲法の規定に由来する現象で
ある。

2つめは、首相権力の統制の
問題である。首相のリーダー
シップが強化されれば、その反
面として統制(責任追及)の要
請も高まるはずである。最大の
責任追及の方法は、総選挙での
敗北(政権交代)であるが、前
述のように定着していない。こ
れには一票の較差のような制度
的な要因もあるのかもしれない。
国会による統制にも制度的
な問題がある。政権批判を担う

マスメディアのうち、特に公共
放送の制度的な脆弱性解消は急
務である。

最後に、と言ってもある意味
ではもっとも重要な点である
が、安保法制審議のプロセスで
文字通り可視化された代表制の
危機の問題である。全国でデモ
に参加した個人や団体は多数に
上るが、与党はもちろん、野党
各党も彼らの声をすくい上げら
れていなかった。社会に広く根
を張るための各党の努力に加
え、選挙制度規制や政党助成制
度など、制度的な要因もないの
か、吟味が必要だろう。

以上、要するに、政治改革は
まだ途上であり、所期されたが
実現していない点や新しい問題
点に対応するための、いわば政
治改革2.0が求められている。



そがべ・まさひろ 京都大学
大学院法学研究科教授